

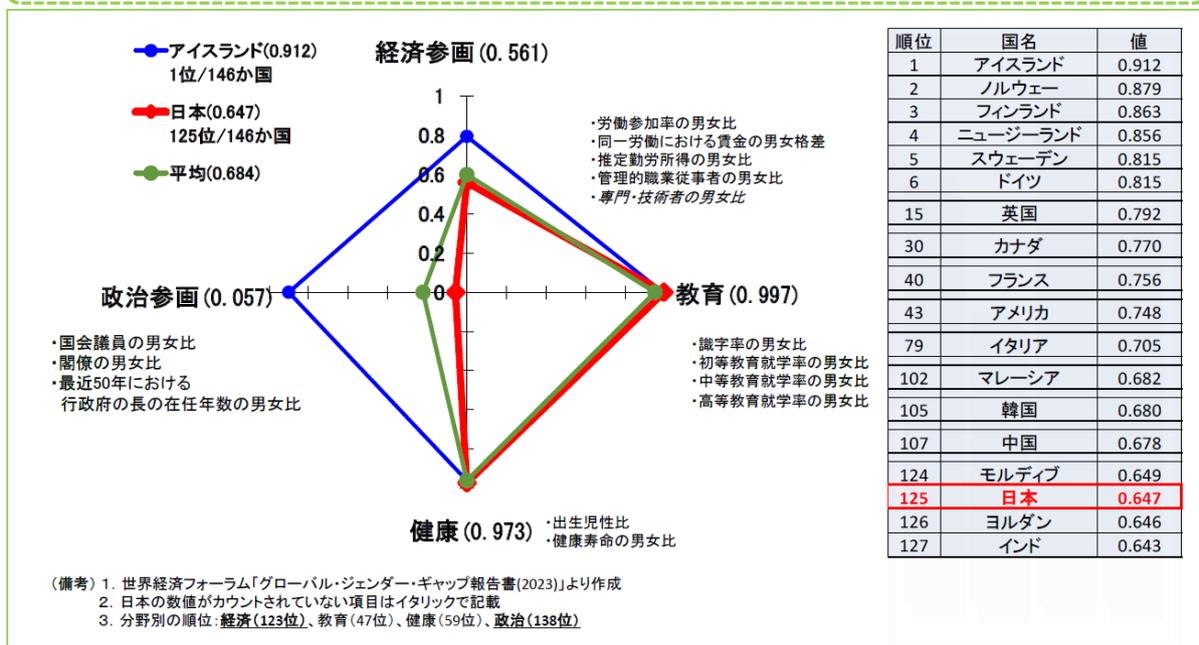
## 第5次男女共同参画プランの策定の背景について

## 1. 社会経済状況の変化

- ・SDGsの達成に向けた世界的な取組の推進
- ・国際的にみた日本の男女共同参画の推進状況の遅れ（世界経済フォーラムが令和4年度に公表したジェンダーギャップ指数は146か国中125位）
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大下におけるテレワーク等の多様な働き方の浸透
- ・国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ・頻発する大規模災害
- ・少子高齢化の進展
- ・労働力人口の減少
- ・未婚・単独世帯の増加
- ・人生100年時代の到来
- ・社会のデジタル化の進展

## ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2023年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等。
- ・日本は146か国中125位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



(出典) 内閣府ホームページ ([https://www.gender.go.jp/research/weekly\\_data/01.html](https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/01.html))

## 2. 国の動向

- 「配偶者暴力防止法」改正（令和2年4月施行/令和6年4月施行）
  - ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化（令和2年4月施行）
  - ・保護命令の対象の拡充・保護命令違反の厳罰化（令和5年5月公布、令和6年4月施行）
- 「女性活躍推進法」改正（令和2年6月～順次施行）
  - ・一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象の拡大
- 「男女雇用機会均等法」改正（令和2年6月施行）
  - ・セクシャル・ハラスメント等の防止対策の強化
- 「労働施策総合推進法」改正（令和2年6月施行）
  - ・パワーハラスメントの防止措置の義務化
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和3年6月施行）
  - ・政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策を強化
- 「育児・介護休業法」改正（令和4年4月～段階的施行）
  - ・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月施行）
  - ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的とし創設
- 「AV出演被害防止・救済法」（令和4年6月施行）
  - ・全ての年齢・性別の方についての被害防止と被害者の救済のために創設
- 「刑法」改正（令和5年7月施行）
  - ・強姦性交罪の罪名を「不同意性交罪」に変え明確化し、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間の延長等を明記
- 「困難女性支援法」（令和4年5月公布、令和6年4月1日施行）
  - ・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等を明記

### 3. 千葉県の動向

#### ○第5次千葉県男女共同参画計画の策定（令和3年3月策定）

事業計画における重点的取組は、以下の7項目

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進
- ・子育て・介護への支援
- ・地域活動における男女共同参画の促進
- ・政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- ・DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- ・防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進
- ・あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

#### ○「（仮称）千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の制定を目指している。

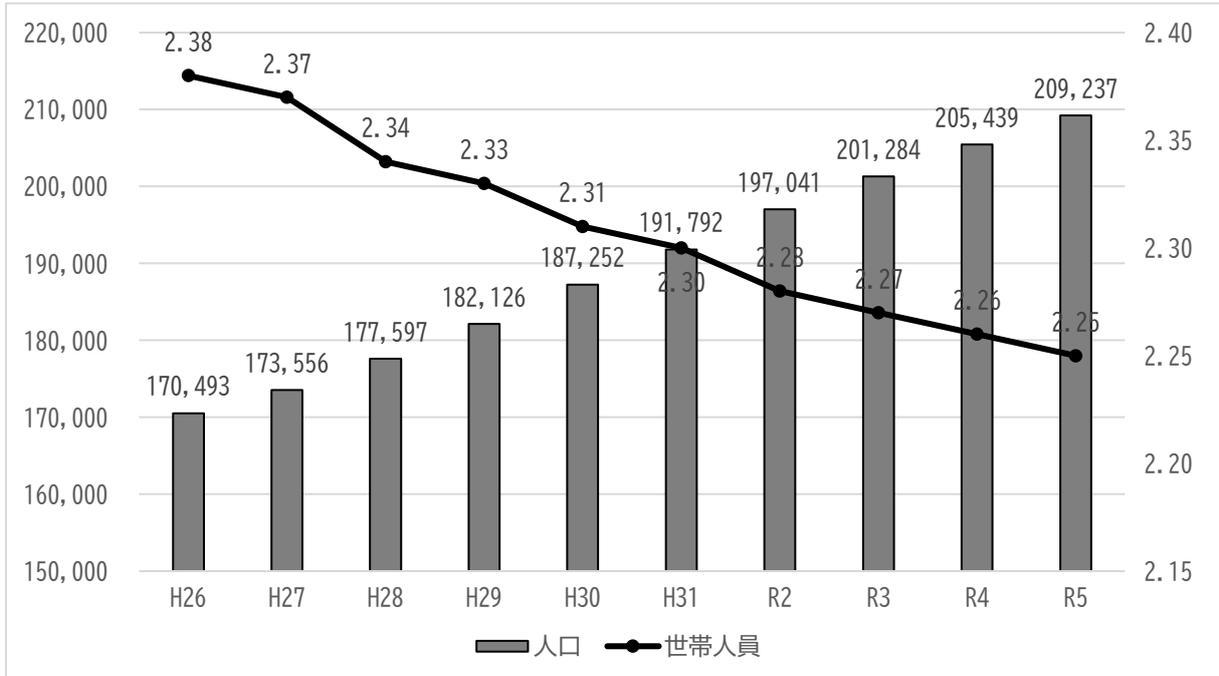
骨子案について、令和5年9月1日から令和5年10月2日までパブリックコメント実施。

4. 本市の現状

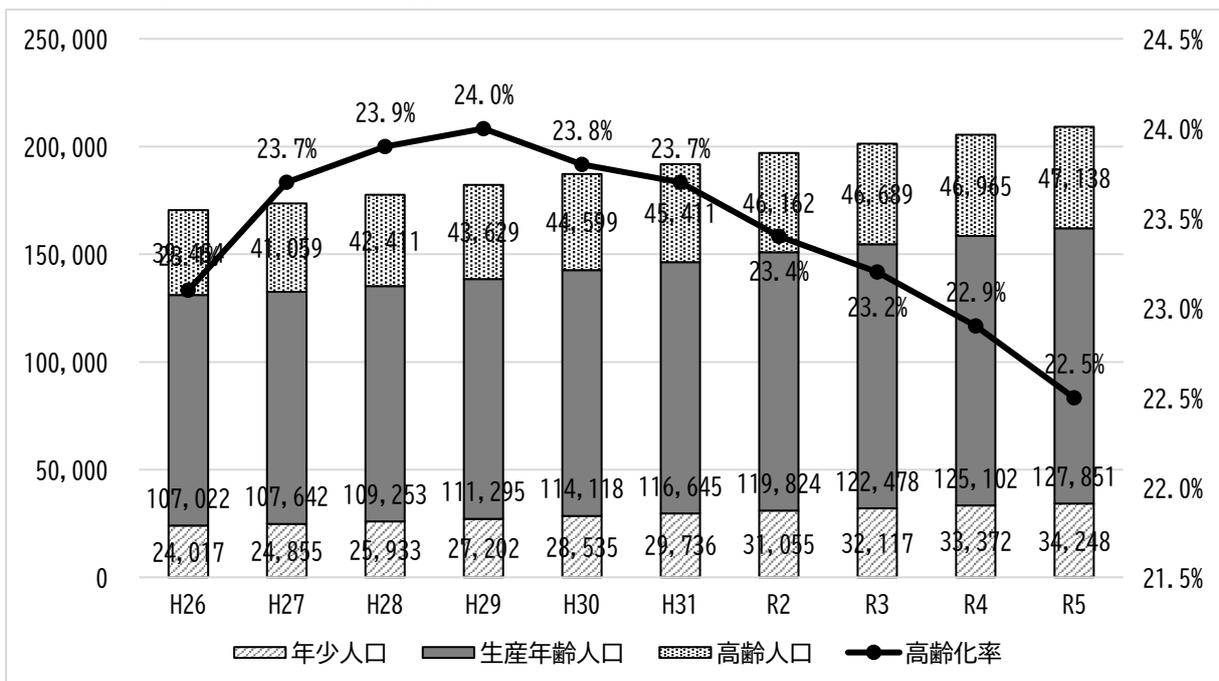
(1) 人口の推移

本市の人口は令和5年4月1日現在209,237人で、平成30年3月に策定した将来人口推計調査報告書によると、令和9年をピークにゆるやかに減少すると推計されています。

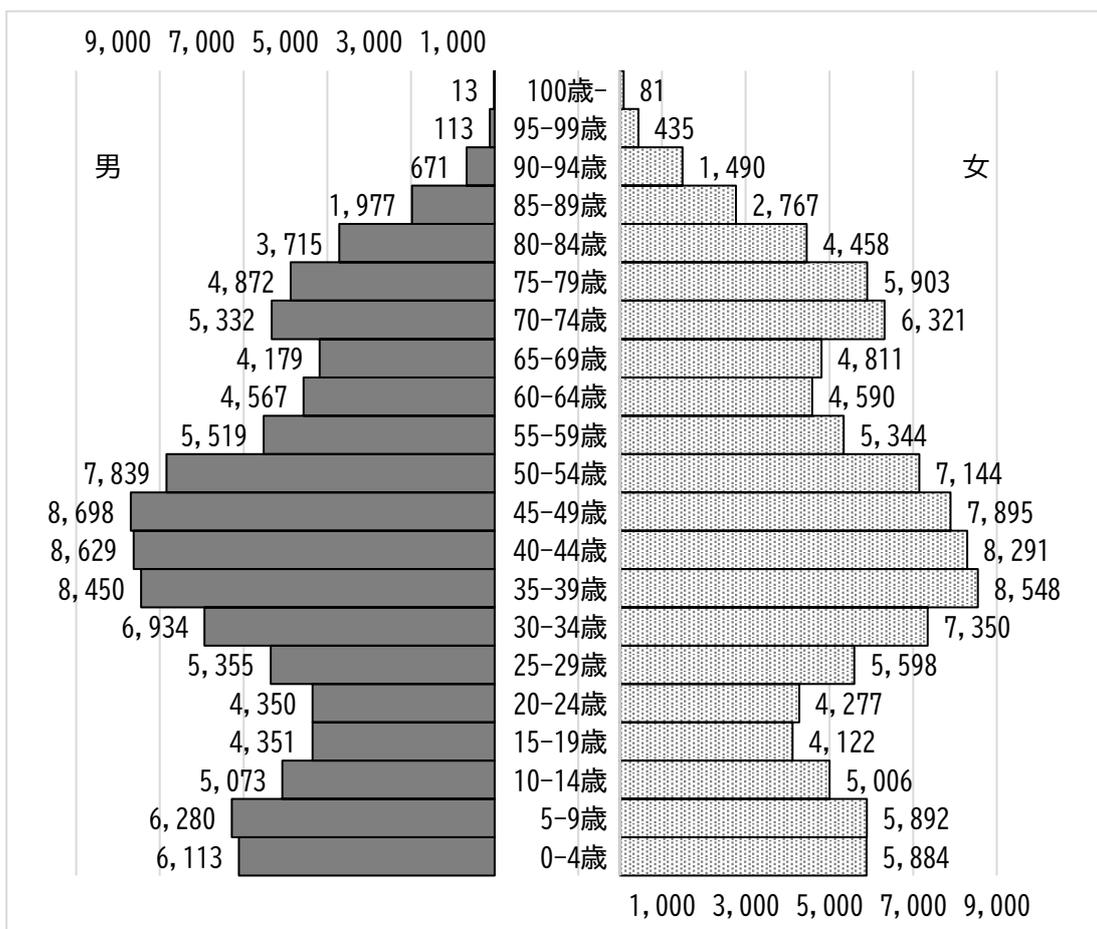
ア. 総人口



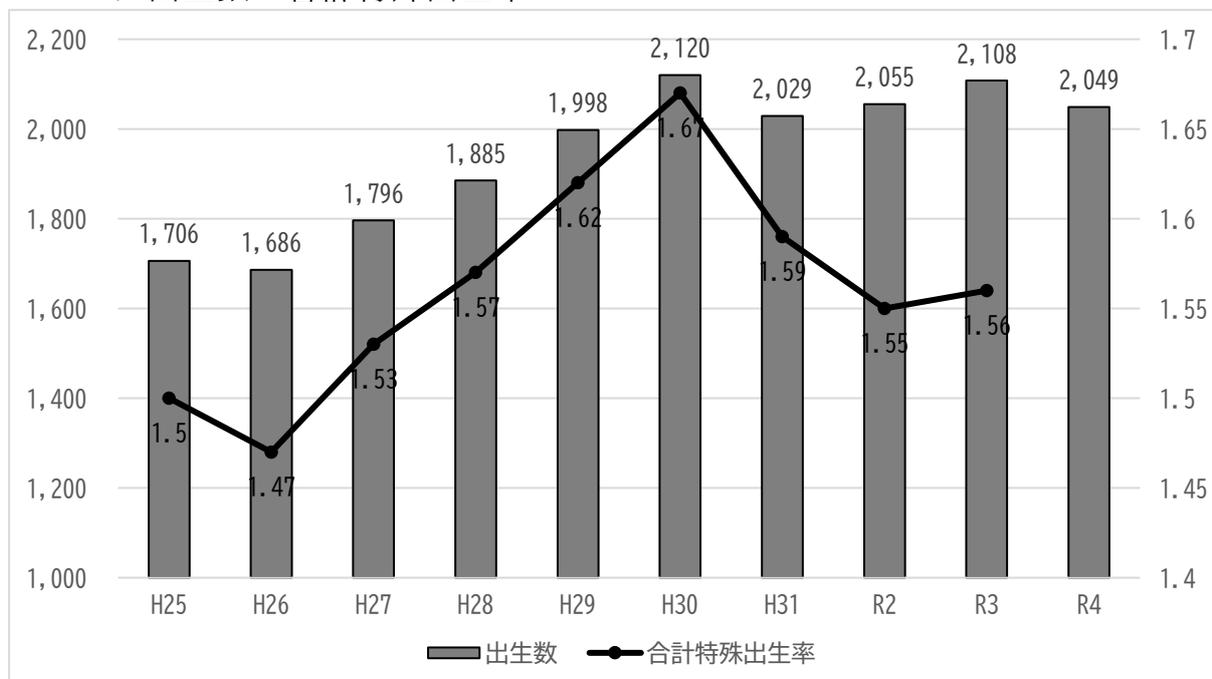
イ. 年齢3区分・高齢化率



ウ. 5歳階級別人口ピラミッド (令和5年4月1日現在)

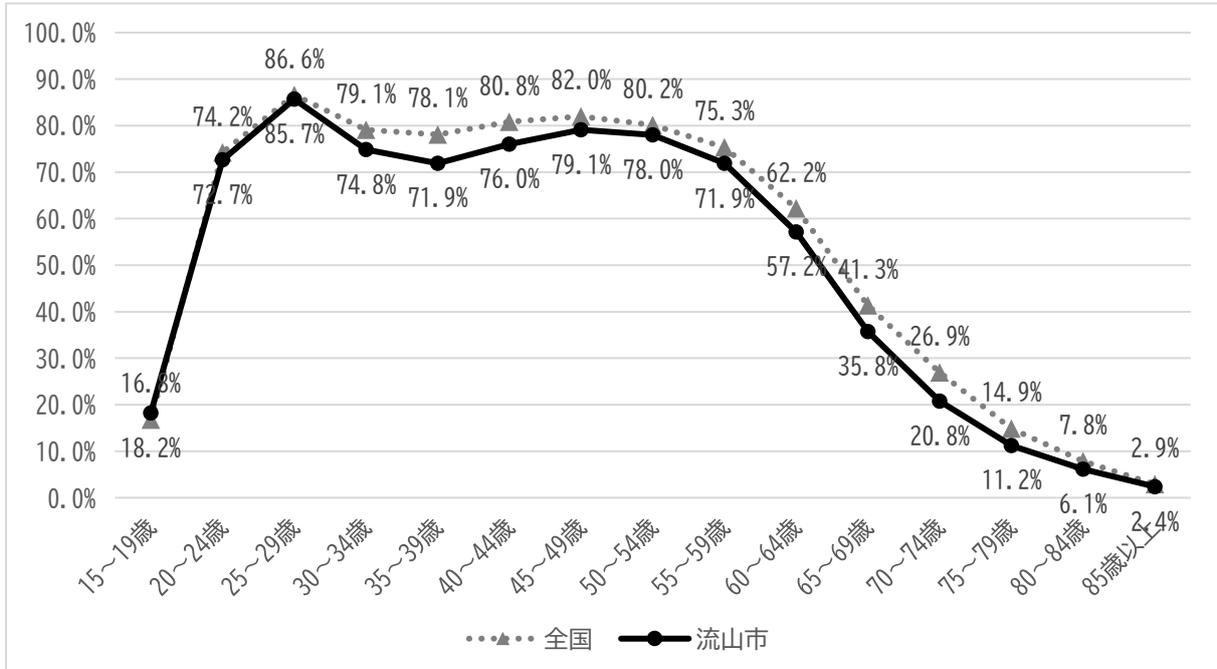


工. 出生数・合計特殊出生率



## (2) 女性の労働力率

女性の年齢階級別労働力率をみると、全国・本市ともに、出産・子育て期にあたる30～40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描く状態となっています。本市では、全ての年齢層で全国平均を下回っており、35～39歳の女性の労働力率は全国(78.1%)と本市(71.9%)の差が6ポイントとやや大きくなっています。



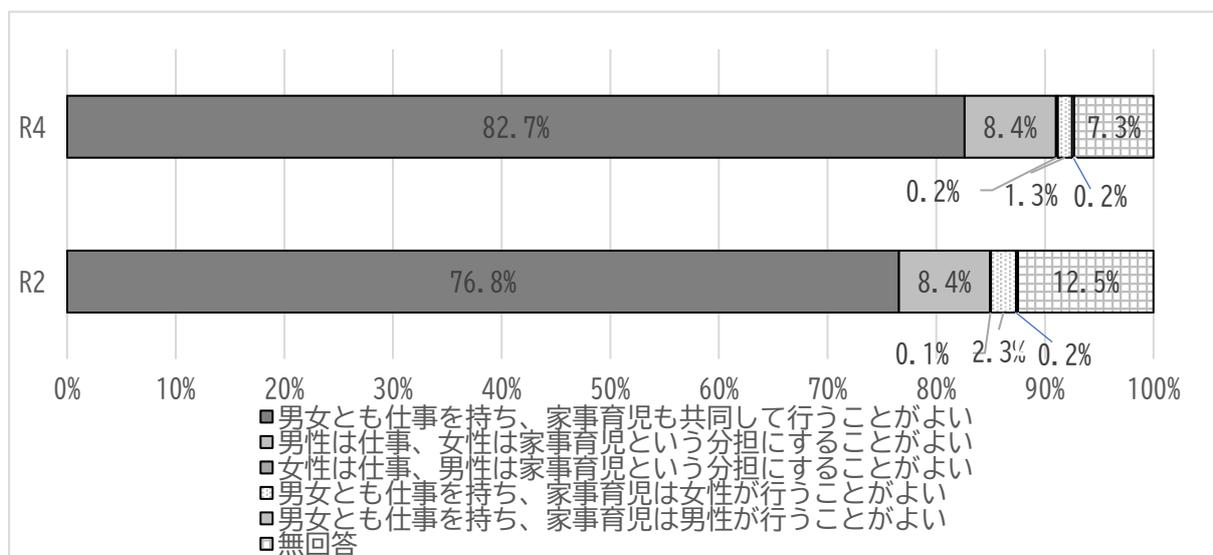
(出典) 国勢調査 (総務省統計局 令和2年)

## (3) 役割意識の変化

**令和4年度**のまちづくり達成度アンケートの設問「あなたの男女の役割意識については、次のいずれに該当しますか」では、令和2年度の結果と比較して、「男女とも仕事を持ち、家事育児も共同して行うことがよい」と回答した人の割合が、「性別に基づく役割分担をした方がよい」と回答した人を大きく上回っています。

一方、分野ごとの男女平等感についてみると、「男性優遇」という意見は、国の数値より全て下回っているものの、「社会全体で」及び「社会通念・慣習で」は、「男性優遇」が6割を超えており、男女共同参画が進んでいない分野もみられます。

## 〔男女の役割分担意識〕



(出典) 令和4年度ながれやままちづくり達成度アンケート

## 〔分野ごとの男女平等感〕

項目		合計(件)	男性優遇	平等	女性優遇	無回答
社会全体で	①国調査	2,847	78.8%	14.7%	4.8%	1.7%
	②流山市	1,231	66.6%	22.3%	4.5%	6.6%
	①-②	-	12.2ポイント	7.6ポイント	0.3ポイント	-4.9ポイント
家庭のなかで	①国調査	2,847	59.8%	31.7%	8.0%	0.6%
	②流山市	1,231	38.6%	44.8%	9.4%	7.2%
	①-②	-	21.2ポイント	-13.1ポイント	-1.4ポイント	-6.6ポイント
職場のなかで	①国調査	2,847	64.1%	26.4%	7.7%	1.8%
	②流山市	1,231	50.9%	34.3%	4.7%	10.1%
	①-②	-	13.2ポイント	-7.9ポイント	3.0ポイント	-8.3ポイント
学校教育の場で	①国調査	2,847	24.5%	68.1%	5.3%	2.1%
	②流山市	1,231	21.1%	63.9%	2.9%	12.0%
	①-②	-	3.4ポイント	4.2ポイント	2.4ポイント	-9.9ポイント
法律や制度の上で	①国調査	2,847	52.3%	37.0%	9.7%	1.1%
	②流山市	1,231	39.8%	46.5%	5.2%	8.5%
	①-②	-	12.5ポイント	-9.5ポイント	4.5ポイント	-7.4ポイント
社会通念・慣習で	①国調査	2,847	81.8%	12.9%	3.3%	1.9%
	②流山市	1,231	60.9%	27.9%	3.2%	8.0%
	①-②	-	20.9ポイント	-15ポイント	0.1ポイント	-6.1ポイント

(出典) 令和4年度ながれやままちづくり達成度アンケート、  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年)」